

支店・事業所名	種類		内容	都道府県名及び許可番号
八幡事業所	特別管理産業廃棄物処分業	中間処理	廃酸(特定有害産業廃棄物 ・・・鉛又はその化合物を含むことのある)	北九州市：07670005067
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替え・保管除く	廃酸	北九州市：07650005067
大分事業所	特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替え・保管除く	廃酸	大分市：08850005067
	産業廃棄物処分業	中間処理(造粒)	動植物性残さ(石綿含有物、及び特管産廃物を除く)	大分市：08820005067
広畑事業所	産業廃棄物処分業	中間処理 (破碎・焼却)	破碎・焼却：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 焼却：汚泥、廃油 混練：汚泥(ペーパースラッジに限る) ※日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所広畑地区で発生したものに限る	姫路市：07023005067
	一般廃棄物処分業	中間処理 (破碎・焼却)	中間処理業(破碎・焼却) ごみ、木くず、紙くず、繊維くず、その他市において適正に処理することが困難であるもの。 ※日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所広畑地区から発生する一般廃棄物に限る	姫路市：37
名古屋支店	産業廃棄物処分業	中間処理	焼却：廃油、廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、木くず 以上3品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	愛知県：02320005067
	産業廃棄物収集運搬業	積替え・保管除く	鉍さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)以上2品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	愛知県：02300005067
	一般廃棄物処分業	中間処理	事業系一般廃棄物 ※焼却処理する廃棄物は、日本製鉄(株)名古屋製鉄所構内から発生する事業系一般廃棄物とする。	東海市：90
君津事業所	産業廃棄物処分業	中間処理	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎	千葉県：01220005067
東北支店	産業廃棄物収集運搬業	積替え・保管除く	汚泥、がれき類、ばいじん、燃え殻 廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、陶磁器くず(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を除く)	岩手県：00300005067